

平成27年 第2回積丹町総合教育会議

日 時：12月2日（水） 午後4時
場 所：総合文化センター 研修室B

会議日程

1. 開 会

2. 付議案件

日程第1 第1回積丹町総合教育会議の議事録の承認、署名

日程第2 議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について

日程第3 議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程の制定について

日程第4 議題第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について

3. 閉 会

議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について

積丹町総合教育会議運営規程の一部を次のように改正する。

現行文	改正文
積丹町総合教育会議運営規程	
第1条 積丹町総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の運営は、積丹町総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第6号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。	
第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。	
第3条 開会及び閉会は、町長が行う。	
第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。 (1) 開会 <u>(2) 前回議事録の承認</u> <u>(3) 議事</u> <u>(4) その他</u> <u>(5) 閉会</u>	第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。 (1) 開会 <u>(2) 議事</u> <u>(3) その他</u> <u>(4) 閉会</u>
第5条 議事録には会議に出席した構成員及び意見聴取した者が署名しなければならない。	第5条 議事録は、会議の終了後1月以内に作成しなければならない。 2 積丹町総合教育会議設置要綱第7条第2項に規定する議事内容の確認は、議事録の郵送により行うものとし、議事録に異議があるときは、構成員は速やかに文書で申し出なければならない。 3 議事録の公表は、同項に規定するもののほか積丹町ホームページに掲載して公表する。
第6条 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 開会及び閉会に関する事項 (2) 出席構成員の氏名 (3) 会議日程 (4) 構成員及び傍聴人を除くほか会議に出席したものの氏名 (5) 議題及び議事の大要 (6) 質問又は討論をしたものとの氏名及びその要旨 (7) 議決事項 (8) その他町長又は会議において必要と認めた事項	
第7条 議事録に記載した事項に関して構成員中に異議があるときは、町長はこれを会議に諮って決定する	
第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、町長が会議に諮って定める。	

議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程の制定について

積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程を定める。

積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、積丹町総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第6号）第6条に規定する積丹町総合教育会議（以下「会議」という。）の公開に関し、傍聴の手続き等に必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を傍聴人受付簿に記載し、町長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不適当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子又は外とうの類を着用すること。
- (3) 飲食すること。
- (4) 私語、談話、拍手等をすること。
- (5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をすること。

2 傍聴者は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に町長が認めた者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、町長は、職員に命じてこれを制止することができる。この場合において、傍聴者が制止に従わないときは、町長は、傍聴者に退場を命じることができる。

2 傍聴者は、町長に退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、傍聴者は、職員の指示に従わなければならぬ。

附 則

この規程は、平成27年12月 日から施行する。

議案第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について
別紙「積丹町総合教育大綱」の素案について意見を求める。

【参考】

1. 大綱策定の考え方など

(1) 大綱策定の考え方〔文部科学省初等中等教育局長通知（H26.7.17付け）〕

- ①国の教育振興基本計画の基本的な方針「8つの成果目標」を参照して策定
- ②計画期間は4～5年程度
- ③記載事項は、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
- ④教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

(2) 大綱策定に関連する町の現行計画等

①第5次積丹町総合計画（H24～H33年度）

- 豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり〔生涯学習〕
～学校教育、社会教育、文化・スポーツ・レクリエーション～
- 地域ぐるみでつくる健康、支えあう福祉のまちづくり〔町民福祉〕
～地域福祉、子育て支援・児童福祉～

②子ども・子育て支援事業計画（H27～H31年度）

- 基本目標1：子どもと子育て家庭が健やかにすごせるための支援と健康づくり
- 基本目標2：子どもと子育て家庭を支えあう地域づくり
- 基本目標3：子どもと子育て家庭の成長を支える教育・保育の環境づくり
- 基本目標4：子育てと仕事を両立できる環境づくり

③積丹町社会教育中期計画（H23～H27年度）

④「積丹町子どものいじめの防止に関する条例」の制定（H27.4.1施行）

(3) 大綱制定のスケジュール

- ①平成27年度中の制定（平成28年町議会第1回定例会へ報告）を予定。

2. 大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性

別紙「大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性」

積丹町教育大綱

(素案)

平成 年 月

積丹町

積丹町教育大綱

(平成28年度～平成33年度)

豊かな郷土で自ら学び、
地域文化を育むまちづくり

子どもたちが元気に学び活動し、町民の誰もが学習、芸術文化や
スポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持てるようこの大綱
を定めます。

教育大綱3つの基本方針とその施策

確かな学力と心身の健全育成

- 確かな学力の充実
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実
-

生涯学習の充実

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の向上
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進
-
-

文化・スポーツ活動の振興

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用
-
-

はじめに

少子高齢化や高度情報化、グローバル化、核家族化の進展など社会環境の変化に伴い、価値観やライフスタイルの多様化、さらには規範意識や倫理観の低下、地域社会のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、国は、次代を見据えた教育の実行に向けて、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の育成」、「学びのセーフティーネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の四つの基本的方向性を掲げた「第2期教育振興基本計画」を平成25年6月閣議決定しました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が、平成27年4月1日施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的改革が行われました。

本町においても、時代に対応した人材を育てるため、地域における教育の充実はますます重要となっており、子どもたちが生き生きと学び育つことができ、すべての世代で生涯にわたり自ら学び、学習成果を地域活動で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その方針を示す「積丹町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1. 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整し、町長が策定するものです。

2. 関連計画との関係

積丹町におけるまちづくりの最上位計画である「第5次積丹町総合計画」を尊重し、その生涯学習分野における基本目標である「豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり」を大綱の基本目標とともに、「第5次積丹町総合計画・基本計画」、「第5次積丹町社会教育中期計画」、「積丹町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ策定するものとします。

3. 大綱の期間

大綱の期間は、第5次積丹町総合計画（平成24年度から平成33年度）の期間の平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

ただし、この期間内において、教育に関する社会情勢の変化や「第5次積丹町総合計画」等の関連計画の改訂があった場合は、大綱の見直しについて総合教育会議において適宜協議するものとします。

1. 基本目標

豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり

豊かな自然や恵まれた気候風土の下で育まれてきた歴史、伝統や文化などの理解を深め、町民一人ひとりが生涯を通じて学習の機会を選択して学べるよう、次代を担う子どもたちが元気に学び活動できる教育環境づくりの充実に努め、誰もが、自ら主体的に学習、文化芸術やスポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持つことができるまちづくりを進めます。

2. 基本方針

(1) 確かな学力と心身の健全育成（学校教育）

児童・生徒が、確かな基礎学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育成するため、地域社会との連携・関わりの中で、創意工夫を生かした特色ある信頼される学校づくり、義務教育の充実に努めます。

時代の変化に対応した教育環境を整え、安全で安心な学校施設等の整備に努めます。

(2) 生涯学習の充実（社会教育）

年齢期に合わせた領域区分での芸術文化活動や、学習活動の支援を行い、次代を担う青少年の健全な育成や高齢者の生きがいづくりの促進、学習成果を地域活動にいかすことのできる体制づくりに努めます。

家庭、学校、地域社会の連携による様々な取組を通して、地域の教育力の向上を推進します。

(3) 文化・スポーツ活動の振興（文化、スポーツ・レクリエーション）

町民誰もが芸術文化に親しみ、潤いに満ちた生活を送ることができるよう、町民の芸術文化活動を支援するとともに、より多くの優れた芸術文化に接する機会が確保されるように努めます。

郷土の文化・歴史の継承と、郷土芸能や郷土資料の保護保存、活用に努めます。

健康や体力づくりにより、町民誰もが明るく活力ある生活が送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の創出に努めます。

スポーツ団体の活動支援や町民が利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。

3. 基本施策

(1) 確かな学力と心身の健全育成（学校教育）

- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実
-
-

(2) 生涯学習の充実（社会教育）

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の推進
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進
-
-

(3) 文化・スポーツ活動の振興（文化、スポーツ・レクリエーション）

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用
-
-

- 町が大綱策定にあたり、参考すべき対象国の第2期教育振興基本計画の「4つの基本的方向性」と「8つの成果目標」
- 「4つの基本的方向性」及び「8つの成果目標」と町総合計画等との整理

国 第2期教育振興基本計画

基本的方向性		【1 社会を生き抜く力の養成】		町総合計画（実施計画）などの該当事項	
8つの成果目標		30の基本施策		主な取り組み	
主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象とした取り組み	【基本的考え方】	基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実	1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国语教育、情報教育等の充実）	【総合計画P41】	学校においては、基礎的な知識の定着とその活用により、課題を解決する思考力や表現力を養うため、児童生徒の学力の状況を踏まえたきめ細かな指導の充実や地域の自然環境の活用、ICT（情報通信技術）による学習の充実、地域の人々との学び合いの充実、小・中学校の連携の促進に努めます。
（確かな学力）世界トップの学力水準を目指す	【成果指標】	○ 子どもたちに基盤的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせることため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、自ら課題を見出し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力など	1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進 1-3 高等学校教育の改善・充実 1-4 復興に向けた教育の推進 1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進 (基本施策1-3-1に後掲)	【総合計画P41】	また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など家庭との連携を基盤に学ぶ意欲と自信を育てる補助的な学習、家庭学習の習慣化などの取り組みによって一層の充実に努めます。
（豊かな心）児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善	【成果指標】	○ このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方指向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等學校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けて、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するため、生徒の学習の質保証に向けた取組を進めるとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。	1-6 倫理観、思いやりの心や豊かな感性などを育むため、道徳の時間の充実を図るなど学校の教育活動全体を通して、「心の教育」を推進します。		
（豊かな心）児童生徒の安全・安心の確保	【成果指標】	①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。 あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。 全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加、無解答率の減少 ②児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善 ③幼・小・中・高等学校における個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加	2-1 道徳教育の推進 2-2 人権教育等の推進 2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実 2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底 2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実 2-6 伝統・文化等に関する教育の推進 2-7 青少年を有事情報から守るための取組の推進 2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (基本施策1-1の再掲) 2-9 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）	【総合計画P41】	学校社会との連携を図り、いじめを許さない環境づくりを推進するとともに、不登校の児童生徒については、きめ細やかで的確な対応に努めます。
（豊かな心）豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育てる。	【基本的考え方】	○ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他人への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。	3-1 学校保健、学校給食、食育の充実 3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実 3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (基本施策1-1の再掲)	【総合計画P41】	体力・運動能力の向上は、自ら込んで運動に取り組み、楽しさや喜びを時間を学習指導や体育的行事などの充実に努めます。
（豊かな心）豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育てる。	【基本的考え方】	○ 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上 ①自分自身に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の割合の増加 ・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加 ・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加 ・人の気持ちが分かる人間にになりたいと思う	3-4 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲） 3-5 学校における体験活動の充実（基本施策2-5の一部再掲） 3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（基本施策1-9-2に後掲）	【総合計画P41】	学校教育では地場産品の活用を図りながら、衛生管理・食料管理に努め、安全・安心で栄養バランスのとれた、よりおいしい給食の提供に努めます。

<p>児童生徒の割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加 ・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など ②はじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など）（成果目標6に後掲） 	<p>4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築－養成－ 採用・研修の一貫化 4-2 大学・大学院における教員養成の改善 4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用 4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化 4-5 適切な人事管理の実施の促進 4-6 メリハリある給与体系の確立</p>	<p>【総合計画 P41】 教職員の資質・指導力向上のための校内研究の充実や研修講座や研究会等への参加を奨励するほか、積極的に参観日や授業公開等を行い、授業評価や授業改善への取り組みを促進し、確かな学力を育てる授業力の向上に努めます。</p>
<p>基本施策5 幼児教育の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。 	<p>5-1 幼児教育の質の向上 5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等</p> <p>【総合計画 P49】 就業形態やライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズに対応し、保護者等が安心して園児を通園させることができるよう保育サービスの充実と施設設備に努めます。</p>	<p>【子ども支援計画】 3-1 教育・保育の充実と保育所・小学校間の連携の推進</p>
<p>基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な背景を有する者が共に暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、特別なニーズに対応した以下の取組を行う。 ・障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実などを図る。 	<p>6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもにも対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</p> <p>6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実</p> <p>6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化</p> <p>6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実</p> <p>【子ども支援計画】 1-3 障がいのある子どもへの支援の推進</p>	<p>【総合計画 P41】 特別支援教育においては、生活や学習上の困難を改善、克服し、学習指導の充実を図るため、引き続き特別支援教育支援員の配置を行いうとともに、地域の方や保護者等に対して理解が深められるよう努めます。</p>
<p>基本施策7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本施策1に係る取組をより実効あるものとする観点から、全ての児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを義務教育段階において確立する。 ○高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質の保証に向けた取組を進めます。 	<p>7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等</p> <p>【総合計画 P41】 各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>	

【1】社会を生き抜く力の養成】		30の基本施策	
8つの成果目標		町総合計画（実施計画）などの該当事項	
主として高等教育段階の学生を対象とした取組	基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当事項
成果目標2（課題探求能力の修得）	【基本的考え方】 知識を基盤とした自立・協働・創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」※を身に付けるよう、学生の主体的な学びを確立する。 【成果指標】 ①各大学における学修時間の把握状況の改善、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保（欧米並みの水準） ②学修支援環境の改善 ③全学的な教育システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など） ④学生、卒業者、企業・NPO等の、教育への評価の改善 ⑤社会人入学者の倍増	8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備 8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上 8-3 学修成果の把握に関する研究・開発 8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討 8-5 大学院教育の改善・充実 8-6 短期大学の役割・機能の検討推進 ○ 学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修（アカティブ・ラーニング）や双方方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。 ○ 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修による総学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な数学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。 ○ その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。	【本町に該当しない】
成果目標3（課題解決能力の修得）	基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当事項
主として高等教育段階の学生を対象とした取組	【基本的考え方】 知識を基盤とした自立・協働・創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」※を身に付けるよう、学生の主体的な学びを確立する。 【成果指標】 ①各大学における学修時間の把握状況の改善、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保（欧米並みの水準） ②学修支援環境の改善 ③全学的な教育システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など） ④学生、卒業者、企業・NPO等の、教育への評価の改善 ⑤社会人入学者の倍増	8-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立 8-2 大学情報の積極的発信 8-3 大学評価の改善 8-4 分野別質保証の取組の推進 8-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 8-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進	【本町に該当しない】
成果目標4（課題解決能力の修得）	基本施策9 大学等の質の保証	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当事項
主として高等教育段階の学生を対象とした取組	【基本的考え方】 ○ 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。	9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの構築 9-2 大学情報の積極的発信 9-3 大学評価の改善 9-4 分野別質保証の取組の推進 9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進	【子ども支援計画】 3-1 教育・保育の充実と保育所・小学校間の連携の推進 (事業例：小中連携教育推進協議会運営)
成果目標5（課題解決能力の修得）	基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当事項
主として高等教育段階の学生を対象とした取組	【基本的考え方】 ○ 各学年段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方にについて幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。 ○ また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づき大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。	10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築 10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換	【子ども支援計画】 3-1 教育・保育の充実と保育所・小学校間の連携の推進 (事業例：小中連携教育推進協議会運営)

基本的方向性【1 社会を生き抜く力の養成】	8つの成果目標	3つの基本施策	町総合計画（実施計画）などの該当事項
生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得） <p>社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力※を生涯を通じて身に付けられるようになります。</p> <p>このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようになります。</p> <p>【成果指標】</p> <p>① 現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加 ② 体験活動・読書活動の実施状況等の改善 ・ 体验活動を行う児童生徒等の数の増加 ・ 全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加 ・ 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加 ③ 学習成果の活用状況の改善 ・ 身に付いた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加 ④ 青少年の体験活動の成果に対する評価・表彰の仕組みに参加した青少年の数の増加 ⑤ 民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善 ⑥ 情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加</p>	基本施策1 1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 【基本的考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようになります。 ○ このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。 ○ 現代的・社会的な課題に対して地域的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：E S D）を推進する。 基本施策1 2 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進 【基本的考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。 ○ このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を達成するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。 	<p>【総合計画 P43~44】</p> <p>生涯にわたって町民の自主のかつ積極的な学習活動を支援するため、年齢期に合わせた領域区分での教室や講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報の提供に努めます。</p> <p>また、自らの学習成果が、ボランティア活動などを通じて地域活動に生かすことができる体制づくりに努めます。（家庭教育の向上・青少年教育の推進・成人教育の推進・高齢者教育の推進、地域学習活動の推進）</p> <p>【総合計画 P51】</p> <p>高齢者が生きがいを持つて充実した生活を送るため、地域におけるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、世代間交流などの幅広い生きがいづくり活動や就業機会の提供などに努めるとともに、高齢者の豊富な知識や経験などを活かして積極的に社会参加できる環境づくりに努めます。</p>	

基本的方向性【1 社会を生き抜く力の養成】		8つの成果目標	30の基本施策	町総合計画(実施計画)などの該当事項
<p>成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能 力・態度の育成等)</p> <p>社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けるようにする。</p> <p>このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善等、雇用の連携方策の強化等に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①児童生徒の進路に向けた意識の向上 ・将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合の増加 ・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加</p> <p>②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加</p> <p><キャリア教育・職業教育の充実等></p> <p>・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善</p> <p>・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL(Problem-Based Learning)等の実施率増加</p> <p>・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 (履修証明プログラムがある大学の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、社会人入学者の倍増)</p> <p>・大学で教員等として活躍する女性の増加 <就職支援等></p> <p>・新卒者の就職状況を公開している大学の増加 ・就職相談員の配置や就職相談室の設置状況の増加</p>	<p>基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。</p> <p>○実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けるようにする。</p> <p>○また、我が国成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向け、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。また、事務学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結び付くような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。</p>	<p>1.3-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進</p> <p>1.3-2 学校横断的な職業教育の取組の推進</p> <p>1.3-3 各学校段階における職業教育の取組の推進</p> <p>1.3-4 社会への接続支援</p> <p>1.3-5 社会人の学び直しの機会の充実</p>	<p>(事業例: 中学校における就業体験の取り組み)</p>	

基本的方向性		【2】未来への飛躍を実現する人材の養成		町総合計画（実施計画）などの該当項目	
8つの成果目標		30の基本施策		主な取り組み	
成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）	【提供】	基本施策14「優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供」	【基本的考え方】	1.4-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進 1.4-2 理数系人材の養成 1.4-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成	【本町に該当しない】（主に高校～大学間を想定している）
「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力※を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。	【具体的な指標】	○ 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもたちの幅広い拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。 ○ このため、差等と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。	【基本的考え方】	1.5-1 独創的で優秀な研究者等の養成 1.5-2 大学等の研究力強化の促進 1.5-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進	【本町に該当しない】
これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。	【成果目標】	（※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など）	【基本的考え方】	○ 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図ることともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。 ○ 各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、基礎研究をはじめ、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学等の研究力を強化する。	【本町に該当しない】
＜新たな価値を創造する人材関係＞	【成果目標】	①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。 ②あわせて、習熟度レベルの上位層の増加（成果目標1の再掲） ③難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している児童生徒の割合の増加 ④国際科学技術コンテストへの参加者の増加	【基本的考え方】	○ 社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加 ○ 世界で敵える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に培養 ○ 大学の国際的な評価の向上（研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受けた大学の増加）	【総合計画P41】 小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を支援するため、引き続き、外国语指導助手（ALT）を配置します。また、社会の国際化やグローバル化が進展する中で、異文化との共生の機会が求められていることから、外国人を招いた交流事業の実施等により国際理解教育を推進します。
○ ⑤社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加 ○ ⑥世界で敵える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に培養 ○ ⑦大学の国際的な評価の向上（研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受けた大学の増加）	【成果目標】	＜グローバル人材関係＞	【基本的考え方】	○ ⑧社会を生き抜く力の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国语教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化 ○ グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。 ○ このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国语教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学にかけた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9－5の再掲）	【総合計画P41】 小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を支援するため、引き続き、外国语指導助手（ALT）を配置します。また、社会の国際化やグローバル化が進展する中で、異文化との共生の機会が求められていることから、外国人を招いた交流事業の実施等により国際理解教育を推進します。

・卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT 80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時ににおける単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC 730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%，高等学校：75%）
③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加（2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）

④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加

⑤大学における外国语による授業による実施率（外国语による授業／全授業数）の増加

⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加

基本的方向性【3 学びのセーフティネットの構築】		町総合計画（実施計画）などの該当項目	
8つの成果目標	30の基本施策	主な取り組み	【子ども支援計画】
成果目標 6（意欲ある全ての者への学習機会の確保） 様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようになる。 これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。	基本施策 17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 【基本的考え方】 ○ 教育格差の固定化解消に向けて、これまでにも就学支援や公立高校授業料無償化・高等学校等就学校等による教育費負担軽減等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。 ○ また、東日本大震災により被災した子どもも・若者に対し、切れ目のない就学支援を実施する。	1.7-1 幼児教育に係る教育費負担軽減 1.7-2 義務教育に係る教育費負担軽減 1.7-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減 1.7-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減 1.7-5 東日本大震災により被災した子どもも・若者への就学支援	【子ども支援計画】 1.1 好娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実 【事業例】 実費収支に係る補足給付事業 修学旅行費助成事業 要保護・準要保護児童生徒援助費事業 高等学校生徒遠距離通学費等補助事業

基本的方向性【3 学びのセーフティーネットの構築】

成果目標7 (安全・安心な教育研究環境の確保)	8つの成果目標	30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当項目
<p>子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化・防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るために自身に付与させる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①主として初等中等教育関係</p> <p>②公立学校施設の耐震化率の向上</p> <p>公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。また、私立学校について、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p> <p>③避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上</p> <p>④学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化</p> <p>⑤子どもたちの安全対応能力の向上を図るために、取組が実施されている学校の増加</p> <p>⑥主として高等教育関係</p> <p>⑦大学等の耐震化率の向上</p> <p>国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。また、私立大学等について、国立大学等の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>○ 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。</p> <p>○ また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公私立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。</p>	<p>1 9－1 安全・安心な学校施設 1 9－2 学校安全の推進</p>	<p>【総合計画 P42】</p> <p>交通安全や自然災害についての安全教育及び不審者が、身を守るために指導と対策については、関係機関の協力のもと、防犯ブザーの配布、教職員や地域関係者による通学路での該当指導や安全点検、交通安全教室の開催を継続して実施します。また、東日本大震災を教訓に、災害発生時の子どもの安全確保についての対応を全学校で共通認識し、学校・保護者・地域一帯となった防災教育の充実に努めます。</p> <p>学校は、児童・生徒が多くの時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、災害時には市民の避難場所としての役割を果たすことから、安全で安心な学校施設の整備や避難施設としての機能強化に努めます。</p>	

基本的方向性 【4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成】

8つの成果目標		30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当項目
成果目標 8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)	学習環境・協働体制の整備推進	基本施策 20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けたコミュニケーションの形成	20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進 20-2 地域とともにある学校づくりの推進 20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進 20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化	【総合計画 P43~44】 生涯にわたって町民の自主的かつ積極的な学習活動を支援するため、年齢層に合わせた領域区分での教室や講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報の提供に努めます。 また、自らの学習成果が、ボランティア活動などを通じて地域活動に生かすことができる体制づくりに努めます。 (家庭教育の向上・青少年教育の推進・成人教育の推進 高齢者教育の推進、地域学習活動の推進)
【基本的考え方】 個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。 特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。	【成果目標】 <初等中等教育・生涯学習関係> ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築 ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大③住民等の地域社会への参画度合いの向上 ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加 ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加 ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加	基本施策 21 地域社会の中核となる高等教育機関への支援の推進	21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援	【総合計画 P51】 多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の創出に努め、体力つくりや健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。 スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体の育成に努めるとともに、指導者の養成に努めます。
【基本的考え方】 ○ 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。 ○ このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校等の場を核とした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。 さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。	基本施策 22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実	22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進 22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進	【総合計画 P86】 各地域で行われている環境美化活動や文化・スポーツ行事、祭典などの行事は、住民相互の交流促進、地域コミュニティの助長や地域の活性化に効果的であることから、地域における自主的な活動が活発化する支援に努めます。	

<p>団体)との共同研究数の増加</p> <p>③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加</p> <p>④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上</p> <p>⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育馆、図書館等）の状況の向上</p>	
---	--

町総合計画（実施計画）などの該当項目	
主な取り組み	町総合計画（実施計画）などとの該当項目
3 〇 の基本施策 <p>基本施策 2 ③ 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。 ○ その際、基本施策 2 ①に掲げた活力あるコミュニケーション形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の観点として位置付け、学校のことは学校自身が地元住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、組織性・安定性を引き継ぎ確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。 ○ あわせて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。 <p>基本施策 2 ④ きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を備えた、これからの中知識人材社会、グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し、基本施策 1 から 3 までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため、きめ細かで質の高い教育を支える指導体制の整備が必要である。 ○ 地域間での義務教育における環境の格差が生じており、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については、国、地方、家庭等と水準確保を図り、学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。 ○ こうした観点から、少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導体制の充実について、効果検証を行いつつ、今後の少子化の進展や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。 ○ あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。 <p>基本施策 2 ⑤ 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを実現する方策について検討する。 	<p>【総合計画 P41】</p> <p>各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>教職員の資質、指導力向上のための校内研究の充実や研修講座や研究会等への参加を奨励するほか、積極的に参観日や授業公開等を行い、授業評価や授業改善への取り組みを促進し、確かな学力を育てる授業力の向上に努めます。</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>2 ④－1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備 2 ④－2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築（基本施策 4－1 の再掲） 2 ④－3 大学・大学院における教員養成の改善（基本施策 4－2 の再掲） 2 ④－4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用（基本施策 4－3 の再掲） 2 ④－5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化（基本施策 4－4 の再掲） 2 ④－6 適切な人事管理の実施の促進（基本施策 4－5 の再掲） 2 ④－7 メリハリある給与体系の確立（基本施策 4－6 の再掲）</p> <p>【総合計画 P42】</p> <p>学校は、児童・生徒が多くの時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、災害時には町民の避難場所としての</p>

<p>現する教育環境を確保するため、学習活動への適応性、エコスクール化、バリアフリー化、地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さらに、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたICT環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。 	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各大学が学生、地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。 <p>基本施策26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進</p>	<p>2.7-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進</p> <p>2.7-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援</p> <p>【本町に該当しない】</p>	<p>○高等監督のユニバーサルデザインにあつては、学生、社会等の多様な需要に的確に対応するため、各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた上で、個々の機関が個性・特色を発揮し、全体として一層、多様かつ高度な教育研究活動が展開されることが重要である。</p> <p>各機関はそれぞれが保有する機能や、その比重の置き方の濃淡として表れる個性・特色を明確化し、かつ、その内容と取組の状況を可視化するとともに、各機関の個性・特色を生かした教育研究活動の展開にとって重要な機能等に資源を重点的に投入し、そうした機能が十分に発揮、強化されるよう各機関における改革を進める必要がある。</p> <p>また、ネットワークを通じて、各機関がそれぞれの強みである機能等を相互に利用することは、上記の観点にも資することから、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部（学科）の枠を超えた連携・再編成等の促進を図るなど、それぞれの機能を効果的に発揮するための改革を推進する。</p>
<p>基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等監督のユニバーサルデザインにあつては、学生、社会等の多様な需要に的確に対応するため、各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた上で、個々の機関が個性・特色を発揮し、全体として一層、多様かつ高度な教育研究活動が展開されることが重要である。 	<p>2.7-3 国公私立大学の枠を超えた大学間連携の促進</p> <p>2.7-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲）</p> <p>2.7-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）</p>	<p>2.7-1 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</p> <p>2.8-1 個性・特色に応じた施設整備</p> <p>【本町に該当しない】</p>	<p>○大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。</p> <p>○大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策2.7の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。</p>
<p>基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。 	<p>2.8-2 個性・特色に応じた施設整備</p>	<p>2.8-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分</p>	<p>○大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。</p> <p>○大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策2.7の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。</p>

<p>○また、欧米諸国に比べて、我が国の中等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基礎的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。</p> <p>○国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。</p>	<p>【基本的考え方】</p> <p>○我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を開拓し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要である。</p> <p>○特に、高等教育段階では私立学校が学生全体会の7.5%を占めており、私立大学の質的充実が大学全体の質の保証、向上にとって極めて重要である。</p> <p>○このため、私学助成の基礎的経費としての基本性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。あわせて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。</p> <p>○また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行いうる必要を支援を実施する。</p> <p>○同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体会の質の向上を図る。</p> <p>【基本施策 2.9 私立学校の振興】</p> <p>2.9-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分 2.9-2 多元的な資金調達の促進 2.9-3 学校法人に対する経営支援の充実</p> <p>【本町に該当しない】</p>
	<p>【基本施策 3.0 社会教育推進体制の強化】</p> <p>3.0-1 社会教育推進体制の強化</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と結びづくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとすることが重要である。</p> <p>○このため、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めいく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図ることとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。</p>